様式第4号

所管部(局)·課 生活衛生課

法 令 名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	法令の番号	平成2年法律第70号
不利益処分の種類	食鳥のとさつ、脱羽又内臓摘出の禁止等(1/5)	根拠条項	第20条

都道府県知事は、法第19条に規定する食鳥が疾病にかかっているため若しくは同条に規定する食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等が疾病にかかった食鳥に係るものであるため、若しくは同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等に異常があるため食用に供することができないと認めるとき、又は同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等により若しくは同条に規定する食鳥のとさつ、羽毛の除去若しくは内臓の摘出により病原体が伝染するおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置を採ることができる。ただし、同条に規定する消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置により、次に掲げる措置の目的が達成される場合にあっては、この限りでない。

処

- 一 当該食鳥のとさつ、羽毛の除去又は内臓の摘出を禁止すること。
- 二 当該食鳥の所有者若しくは管理者、食鳥処理業者その他の関係者に対し、当該食鳥の隔離、食鳥処理場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、 又はその職員にこれらの措置を講じさせること。
- 三 その職員に、当該食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等について廃棄その他の措置を講じさせること。

分

○ 法第19条

食鳥処理業者は、食鳥検査に合格しなかった食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は第16条第5項の厚生労働省令で定める基準に 適合しない旨の同項の確認がされた食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等について、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、消 毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置を講じなければならない。

○ 法第16条5項

認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場における食鳥処理に際し、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況(法第17条第3号から第5号までに規定する食鳥とたいを譲り受けた場合にあっては、内臓を摘出した当該食鳥とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況)について、確認規程(第2項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に定める方法に従って、厚生労働省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならない。

 対応
 1
 聴聞の実施
 処理
 (財) 佐賀県
 交付
 (財) 佐賀県
 目次

 区分
 ② 弁明の機会の付与
 機関
 食鳥肉衛生協会
 NO

様式第4号

不	4-5-1-1/ 1- 1/ - A-5-1-1-1					平成2年法律第70号		
	利益処分の種類	食鳥のとさつ、脱	羽又内臓摘出の禁止等(2/	5)	根拠条項	第20条		
処 分 基 準	○ 規則第30 規則第第 30 1食食に法たす 2 とと 第2を 別表ののでででである。 別表ののででででである。 別表ののでででである。 別表ののででででいる。 のででででいる。 のででででいる。 のででででいる。 のででではいる。 のでではいる。 のでではいる。 のでではいる。 のでではいる。 にはれる。 にはれる。 のででではいる。 のでではいる。 にはいる。 にはいる。 のでではいる。 には、 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはい。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはい。 にはいる。 にはい。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはい。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはい。 にはい。 にはい。 にはい。 には、 にはい。 には、 にはい。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	条 条第5項の確認に が況の外 とといの体表の は一般で は一般で は一般で は一般で が を 条、第30条、第3 で 等が に と た ま の は ま の は る 条 第 り 、 の を 表 の を 表 の 、 を 表 の 、 の を 表 の 。 の を 、 を 、 る 、 る 、 の を る 、 の と れ る と れ る と れ る と れ る と れ る と る と る と	は、次に掲げるところにで は、次に掲げるところにで は、次にあって食品とは は、ではかいに含って食品というで は生労働省令でとかいに係る は、で食品中抜とたいに係る は、で食品ではないに係る は、次にもいるとない。 は、次に掲げるとない。 は、次に掲げるというで は、次に掲げるというで は、次に掲げるというで は、次に掲げるというで は、次に掲げるというで は、次に掲げるというで は、次に掲げるというで は、次に掲げるというで は、次に掲げるところにで は、次にあって食品でいる。 は、次にあるといる。 は、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで	よるものとす び触覚を用い いに係る内臓 適切に行う。 進は、それぞ;	る。 ることにより適 及びその体壁の れ、食鳥の生体	切に行う。 内側面の状況の確認に の状況の確認にあって	は別表第8の	、食鳥
対応区分	i		(財) 佐賀県 食鳥肉衛生協会) 佐賀県 肉衛生協会		目次 NO	

様式第4号

法	令 名	食鳥処理の事業の無	見制及び食鳥検査に関する法律		法令の番号	平成2年法律第	70号
不	利益処分の種類	食鳥のとさつ、脱れ	羽又内臓摘出の禁止等(3/!	5)	根拠条項	第20条	
処 分 基 準	一 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (7) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	な異常が認められたいとは、	こと。 ているもの なもの のうよう又は炎症を有するも のもの を有するもの を有するもの を有が認められないこと。 青色を呈するもの をうよう又は炎症を有するも のうう汁の蓄積した半固形若しく のうが過度に癒着しているもの	の は固形の黄色: いるもの		、多量の血液又は異常	
対 元 区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の	<u>処理</u>	(財)佐賀県 食鳥肉衛生協会)佐賀県 肉衛生協会		目次 NO

様式第4号

法	令 名	食鳥処理の事業の	規制及び食鳥検査に関する法律	聿	法令の番号	平成2年法律第70号		
不	利益処分の種類	食鳥のとさつ、肪	羽又内臓摘出の禁止等(4/	5)	根拠条項	第20条		
処 分 基 準	三 (12) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (2) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (2) (1) (2) (4) (2) (4) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	をすがが、くくし又又宮 こし又なくなない、 異状規目色大くい多黄臓 異被黄て縮臓 がはな様桃てっもののは 常をのるて暗 がはな様桃でっもののは 常をのるで いる がはな様桃での出病一 認す巣のるで いるべきす正もる 斑をで めるを もで	れないこと。 状のでで、というでで、ときに深赤色又は本ので、ときに変われている。 でで、ときに深赤色又は本ので、ときに深赤色で、ときに深赤色で、ときに深赤色でで、ときにない。	るもの 大き いる	本重比)はほぼ一定 もの もある。大きさは	している。		
	1 聴聞の実施	処理 地間	(財) 佐賀県	1 :	(財) 佐賀県		目次	
区分	・ ② 弁明の機会の	付与 機関	食鳥肉衛生協会	機関 負	ま 鳥肉衛生協会		NO	

様式第4号

法	令 名	食鳥処理の事	業の規制及び食鳥検査に関する	法律	法令の番号	平成2年法律第70号	
不利	川益処分の種類	食鳥のと殺、胴	脱羽又内臓摘出の禁止等(5/	根拠条項	第20条		
処 分 基 準	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 注 次 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 注 次 (1) (2) (4) 注 を (1) (2) (3) (4) 注 を (1) (2) (3) (4) 注 を (1) (4) 注 を (を 「妻職妻妻職肪色常」のと水水が組なな な腫又病細腎臓 常しのと水水が組なな な腫又病細腎臓 常くが線しく点黄は がし多を沈はにが肥癒維く肥状色心 異大は巣な臓器 器に著しにし臓 常し多を沈はに 以	めらていたのである。こと。のできるでは、このできるでは、このできるであっていいがいから、このでは、いいのでは、は、このでは、これが、のでは、は、このでは、は、このでは、は、このでは、これが、のでは、これが、のでは、これが、のでは、これが、のでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、	もの富んでは、桃台	でおり、基部心冠部色ないし黄土色を呈	及び心尖部に脂肪組織を有する。	
		. – .		1	V	' ' '	
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の			交付機関	(財) 佐賀県 食鳥肉衛生協会	目次 NO	